

審査の進め方について（案）

1 本日の予定

- (1) 事前評価のとりまとめ・審査
- (2) 決定

2 審査基準について

- 下記の審査基準に基づき、削減量や実施した対策などの取組内容を評価し、他の事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）の模範となるものを選考する。

（審査基準）

(1) 削減実績の評価

温室効果ガスの排出削減を実施していること。

（令和元年度実績が平成 30 年度比 1 %以上の削減（排出量ベース又は原単位ベース））

(2) 取組内容の評価

温暖化防止等の対策の内容において、次に掲げる観点から優れた取組みを実施し、確実な効果をあげていること。

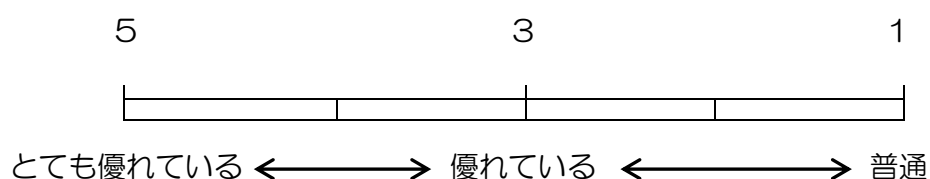
- ①先進性 ー 技術的に新しく、まだ広く普及していない方法を用いていること。
- ②効率性 ー コストパフォーマンスの面で優れた方法を用いていること。
- ③有効性 ー 確実な削減効果が得られるうえ汎用性に優れ、他の事業者等にも容易に採用可能であること。

○具体的には、

- (1) 基準年度と比較した温室効果ガスの排出量の削減実績に基づいて、次に掲げる基準により 5 点満点の評価点を与える。

- ・ 基準年度比 5 %以上 - 5 点
- ・ 基準年度比 4 %以上 5 %未満 - 4 点
- ・ 基準年度比 3 %以上 4 %未満 - 3 点
- ・ 基準年度比 2 %以上 3 %未満 - 2 点
- ・ 基準年度比 1 %以上 2 %未満 - 1 点

- (2) 取組内容については、①先進性 ②効率性 ③有効性をそれぞれ1～5の5段階で評価していただき、取組内容の評価点（15点満点）とする。



- (3) 削減実績の評価点、取組内容の評価点を合算し20点満点で合計点の高いものから優秀賞を選考し、そのうち最も優れている事業者等（1者）を知事賞とする。
- (4) 取組内容において、上記の①先進性、②効率性、③有効性、のいずれかにおいて、特筆すべき取組みを実施し、確実な効果をあげている場合、「特別賞」を授与することができる。